

議 第 133 号

令和 2 年 5 月 21 日提出

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告するとともに承認を求める。

熊本市長 大西一史

記

条例 第 38 号

令和 2 年 3 月 31 日

熊本市介護保険条例の一部を改正する条例

熊本市介護保険条例（平成 12 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 10 条の 2（見出しを含む。）中「及び令和 2 年度」を削る。

附則第 10 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（令和 2 年度における保険料率の特例）

第 10 条の 4 第 3 条第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和 2 年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、24, 336 円とする。

2 第 3 条第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和 2 年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30, 420 円とする。

3 第 3 条第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和 2 年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、56, 784 円とする。

## 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

### (提出理由)

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第98号）の施行による介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正に伴い、熊本市介護保険条例（平成12年条例第5号）について地方自治法第179条第1項の規定により一部改正を行ったので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。